

対象となる障害福祉サービス等について

【別添資料3】

1 各事業の定義

(1)障害者自立支援法

障害福祉サービス		介護給付	
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。		
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。		
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。		
行動援護	知的障害又は精神障害を有し、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。		
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。		
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。		
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。		
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。		
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。		
共同生活介護	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。		
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。		訓練等給付
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。		
就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。(A型は雇用契約有り、B型は雇用契約無し)		
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。		
地域生活支援事業			
地域活動支援センター	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。		
福祉ホーム	住居を必要としている人に、定額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。		

(2)児童福祉法

障害児通所支援	
児童発達支援	未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由である未就学の児童に、児童発達支援（日常生活における基本的な動作、知識技能の付与、集団生活への適応訓練）及び治療を行う。
放課後等デイサービス	就学中の児童に対し、授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う。
保育所等訪問支援	保育所等の集団生活を営む施設に通う児童に、集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
障害児入所支援	
障害児入所支援(福祉型)	福祉型障害児入所施設に入所する児童に、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行う。
障害児入所支援(医療型)	医療型障害児入所施設又は指定医療機関に入所する児童に、保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行う。

2 条例が適用される事業所数(平成24年4月1日現在)

障害者自立支援法		児童福祉法	
事業名	箇所数	事業名	箇所数
居宅介護	114	児童発達支援	13
重度訪問介護	109	医療型児童発達支援	3
同行援護	59	放課後等デイサービス	23
行動援護	5	保育所等訪問支援	0
療養介護	13	基準該当放課後等デイサービス	3
生活介護	29	福祉型障害児入所施設	0
短期入所	19	医療型障害児入所施設	3
重度障害者等包括支援	0	福祉型児童発達支援センター(※1)	(2)
共同生活介護	18	医療型児童発達支援センター(※2)	(3)
施設入所支援【障害者支援施設】	13		
自立訓練(機能訓練)	1		
自立訓練(生活訓練)	5		
宿泊型自立訓練	1		
就労移行支援	11		
就労継続支援A型	3		
就労継続支援B型	19		
共同生活援助	13		
地域活動支援センター	17		
福祉ホーム	1		
合計	450	合計	45

※1 福祉型児童発達支援センターは、児童発達支援事業を行う児童福祉施設のため、児童発達支援で計上。
 ※2 医療型児童発達支援センターは、医療型児童発達支援事業を行う児童福祉施設のため、医療型児童発達支援で計上。

	第一種社会福祉事業	第二種社会福祉事業	社会福祉施設	児童福祉施設
障害者自立支援法				
障害者支援施設	○	-	○	-
障害福祉サービス事業	-	○	×	-
児童福祉法				
福祉型障害児入所施設	○	-	○	○
医療型障害児入所施設	○	-	○	○
福祉型児童発達支援センター	-	○	-	○
医療型児童発達支援センター	-	○	-	○
障害児通所支援事業所(※)	-	○	-	-

※福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターを除く